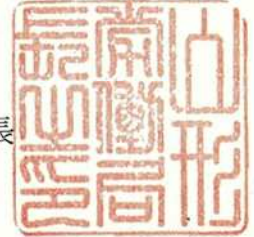




山形労発基0605第7号
令和8年6月5日

関係団体の長 殿

山形労働局長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。令和7年5月14日公布、主たる内容は同日付け基発0514第1号）につきましては、改正法の一部が令和9年4月1日に施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（以下「整理政令」という。）が令和8年3月18日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（以下「整備省令」という。）が令和8年3月23日に、労働安全衛生法第42条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件が令和8年3月23日にそれぞれ公布され、いずれも令和9年4月1日に施行又は適用されることとなっています。

今般、厚生労働省労働基準局長から令和8年5月26日付け基発0526第1号により通達があったため、別紙のとおり通知いたします。